

認定基準の改正（案）による影響（試算）

○改定後（事務局案）の認定基準による評価シミュレーション

（令和4年4月から令和5年9月実績）※令和5年7～9月は見込（前年実績値）

○なお、本シミュレーションは現行基準下での実績値による結果を示すものであり、実際は、改正後の認定基準充足に向けて、各医療機関が積極的に患者を受け入れることが想定される。

【搬送者数（R4.4～R5.3）】

535,865	人	286	機関	府内救急告示医療機関への搬送者数（救命救急センターへの搬送者数を含む）
1,497	人	33	機関	うち救急協力診療科が精神科のみの医療機関（精神科単科）への搬送者数



534,368	人	253	機関	精神科単科を除く医療機関への搬送者数（救命救急センターへの搬送者数を含む）
（検証対象）				

【改正後の認定基準に基づく評価】 圏域：不可数/現救急告示医療機関数

認定不可となる医療機関	31	機関	豊能：2/21、北河内：6/40、南河内：2/20、堺市：4/22、泉州：3/23、大阪市：14/93
-------------	----	----	---

※Ⅰ・Ⅱを満たさない：16機関、Ⅱの適用の制約によるもの：15機関

※うち、令和7年度更新：19機関、令和8年度更新：11機関、令和9年度更新：1機関



【評価基準を満たさない機関への搬送者数（R4.4～R5.3）】

3,364	人	31	機関	改正後の認定基準により認定不可となる可能性がある医療機関への搬送者数
0.6%		31	機関	検証対象とした534,368件に占める割合

【上記の人数（3,364人）を他の救急告示医療機関へ搬送する場合における1機関あたりの搬送者数（R4.4～R5.3）】

15.2	人/年間	222	機関	253機関－31機関＝222機関
------	------	-----	----	------------------